

農林水産大臣へ「食料の安定的な輸入の確保に関する要望」を提出（2024.6.17）

昨年来、市場委員会で法改正の背景や方向性について説明を受けていた「食料・農業・農村基本法」の改正法案がこの2024年5月成立となった。食料の安定供給を担う商社業界として、輸入先国における調達網の強化等について要望書を取りまとめ、2024年6月17日、西谷市場委員会委員長が坂本農林水産大臣に手交した。この機会を捉え、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」が初開催され、農林水産省と会員企業7社との間で国内生産では需要を満たすことのできない主要穀物等の調達をめぐる国内外の情勢についての意見交換を行った。



手交の様子



会合の様子（西谷委員長）

食料の安定的な輸入の確保に関する要望

2024年6月17日

一般社団法人日本貿易会
市場委員会

0. 提言の目的（基本認識）

- 日本貿易会会員各社は、国内で自給できない一部の主要穀物や油糧種子等の農産物、肥料等の農業資材の我が国への輸入・調達事業を日々遂行しており、我が国への食料安定供給の観点から重要な役割を担っている。
- 他方、海外からの食料調達をめぐる国際環境をみると、農産物の国際貿易における我が国の相対的なプレゼンスの低下、世界的な気候リスクや地政学リスクの増大等により、将来的な不確実性が増している。

- こうした中で、各社による円滑な調達を通じた平時からの食料の安定供給を引き続き確保し、国内のユーザーや消費者の期待に応えていくためには、官民の連携の上に、輸入相手国から我が国までのサプライチェーンをより強靱なものとしていくことが不可欠である。その際、供給余力の伸びが見込まれる新興国からの調達を拡大し、供給の多様化を図っていくことも視野に入れる必要がある。
- 上述のような観点から、各社における取組みを続けていくに際し、日本貿易会として、今後に向けて政府からの一層の支援を得ることが必要かつ適切と考える事項について、下記のとおり提言を取りまとめた。
- 関係各省庁・機関におかれては、これら事項の実現のため、格別の配慮をいただくよう要望する。

－記－

1. 輸入先国における調達網の強化

- 輸入相手国におけるサプライチェーンの強化のためには、まず各社が現地に保有するアセット（内陸集出荷・港湾積出し・農業資材製造等のための施設）の維持・拡充が不可欠である。
- これらアセットの整備や取得（現地企業の買収等による形態も含む）には、多額の投資資金を要する。また、特に輸入相手国が新興国である場合には、現地のビジネス環境（公共インフラの脆弱性、カントリーリスクの高さ等）を考慮した対応が求められる。
- このため、次を提言する。

(1) 現地におけるアセット等の整備

- ① 各社が輸入相手国現地に保有するアセットの維持・拡充を図るための投資が円滑に促進されるよう、次を講じること。
 - (ア) 着工前に行われる投資可能性調査（フィージビリティ・スタディ）への費用助成の継続・拡充。
 - (イ) 着工のための資金調達に当たり、国際協力銀行等により行われる融資についての次を含めた機能の拡充・改善。
 - ・ より魅力的な融資条件（金利・融資期間等）の設定
 - ・ 柔軟な運用、手続きの簡素化・迅速化
 - ・ 融資メニューの拡充（例えば、主要輸入先国である先進国向け支援対象分野の必要に応じた追加。）

- ② 新興国である輸入相手国における公共インフラ（鉄道・道路・港湾等）整備のために、ODA等の経済協力を供与すること。

(2) 取引に際しての信用リスクへの対応

新興国である輸入相手国における取引に際してのリスクがより適切かつ柔軟にカバーされるよう、日本貿易保険が提供する前払購入保険のリスクテイク範囲の拡充を行うこと。

(3) その他現地におけるビジネス環境の改善支援

- ① 新興国である輸入相手国において調達事業を進める上での阻害要因となりうる制度・慣行の是正や透明性の向上が図られるよう、特に次に掲げるような課題案件につき、現地当局（地方政府を含む）と政府間での協議を行うこと。
- ・ 各社が利用する現地の公共施設の適正な保守管理の実施
 - ・ 各社のアセットが所在する公有地の貸借における長期・安定的な利用の確保
 - ・ 各社が扱う穀物等に係る検疫証明の発給条件の明確化
- ② 新たな輸入相手国からの穀物等の調達に当たり、我が国への輸入が円滑に行われるよう、あらかじめ当該国における農薬の規制状況、流通・使用実態を把握・調査するに際して公的に支援すること。

2. 日本国内における環境整備

- 海外からの食料調達事業を安定的に継続する上では、調達の最終プロセスである国内での受入れ体制や市場構造についても国際競争力を高めるための改善を図ることにより、ビジネスとしての持続性を確保する必要がある。
- このため、次を提言する。

(1) 輸入通関手続の合理化

我が国への輸入時における通関の迅速化と事務コストの縮減に向けて、通関手続の電子化を早急に進めること。

(2) 輸入インフラの維持・改修

老朽化が進む港湾・サイロ・コンベア・内航船等の国内における輸入インフラの維持、並びに大型化・効率化・省力化を目的とする改修を公的に支援すること。

(3) 港湾労働力の確保

港湾荷役の担い手不足の深刻化を踏まえ、労働環境や勤務条件の改善、港湾運送事業者間の協業の促進等を通じた労働力の確保を図ること。

(4) 民間が行う在庫保有

輸入後、国内において民間主体が保有する穀物の在庫について、国の備蓄政策の観点からビジネス上必要な水準を上回って保有を求められている現状を見直すこと。

(5) 適正な市場価格形成のための環境整備

国際市場価格や海外からの調達コストが国内での販売価格に適切に転嫁されるようにする観点から、国内で公正かつ透明な価格形成が行われるための環境整備を図ること。

以上